

徳島県における規制改革について
(第5次提言)

令和2年12月

徳島県規制改革会議

徳島県規制改革会議での検討の結果、徳島県における規制改革に関する措置の方向性について、次のとおり提言する。

徳島県における規制改革の考え方について

新型コロナウイルス感染症は、深刻な影響を社会経済に与えているが、一方では、働き方や暮らし方の見直しが急速に進みつつある。徳島県における規制改革の推進にあたっては、こうした見直しの機運をしっかりと受け止め、ウィズコロナ社会・ポストコロナ社会の「新たな日常」をリードする、徳島ならではのモデル作りに取り組む必要がある。

「徳島モデル」構築にあたっては、県の所管のみならず、国や市町村、大学、企業と連携した規制改革を図っていく必要がある。

具体的な規制改革の方向性について

1 行政手続きの簡素化、デジタル化について

(1) 行政手続きの簡素化及びデジタル化の推進

行政手続きの簡素化・効率化については、2次提言（2017年9月）において取り上げ、徳島県としても会計事務へのRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）や県民の利便性向上のためのAIコンシェルジュの導入などに取り組まれているところである。

こうした中、コロナウイルス感染症拡大を受けて、これまでの書面・対面による行政手続きを抜本的に見直し、QRコードの活用などによるオンライン化を進めることにより、県民の利便性の向上とスピード感のある事務処理が県民から強く求められている。

まず、「押印」については、廃止を前提に全庁的な洗い出しを加速させ、2021年度の早い時期から実施できるよう作業を急ぐべきである。

次に、ペーパーレス化による「電子申請・届出システム」と「電子決裁システム」への全面移行については、その目標年次を2022年度としているが、今般のコロナ禍の発生を踏まえ、「電子申請・届出システム」については押印廃止と連動させながら、また「電子決裁システム」は、危機時における業務継続のための必須のシステムとの観点から、その目標年次を前倒しし、2021年度中には実現できるよう取組を急ぐべきである。

さらに、保健福祉分野では、介護保険施設等の利用の際の、ケアプラン等に係る利用者等への説明、署名・押印は、「利用者の利便性向上」や「事業者の業務負担軽減」の観点から手続の電子化や、国の基準で実施が定められている各種会議等は、感染予防等の観点も含め手続の簡素化やデジタル化の推進を、国に対して関係法令を変えていくよう働きかけるなど積極的に対応を図る必要がある。

(2) デュアルスクールの取組拡大に向けて

テレワークやワーケーションが急速に進んでおり、徳島発の取組であるデュアルスクールの普及拡大の好機が到来している。一方、デュアルスクールの有用性についての理解は広がりつつあるものの、実施にあたって「転出・転入の双方の学校での手続きが煩雑である」との現場の声が聞かれる。制度の普及拡大と教職員の負担軽減のため、学校現場における手続きの簡素化、デジタル化に向けた検討の必要がある。

2 デジタル社会における情報格差の是正について

地域間、世代間などによる情報格差（デジタルデバイド）の解消

徳島県は、全国屈指のブロードバンド網を活用し、サテライトオフィス集積において全国トップクラスの座を確保してきた。一方、民生分野や産業分野など様々な領域において急速にインターネットが普及し、一部地域においては、新たなインターネット接続に制限がかかり、「新たなビジネス展開への支障が懸念される」との声も届いている。

今後の本格的なデジタル社会の到来を見据え、県民が等しくデジタル化の恩恵を享受できるよう、地域間の通信環境格差を無くすため、ネットワーク基盤の更なる強化について、引き続き国に対して支援を働きかけていく必要がある。

また、高齢者をはじめ相当数の人々が「情報難民」化するのではないかとの懸念の声がでている。これら情報弱者への、きめ細やかなサポート体制の確立を急ぐ必要があり、例えば、徳島県独自の「デジタル化推進サポート一制度（仮称）」を創設し、各地域に要員を配置するなど、誰一人取り残さない仕組みづくりを検討する必要がある。

3 テレワークの推進による働き方改革や生産性の向上について

テレワークやオンラインシステムの効果的活用

非接触・分散型社会を実現する上で注目されているテレワークは、今や従業員のワークライフ・バランスの確保だけでなく、企業存続のための経営戦略上の重要なツールとして認識されつつある。一方、県内で大半を占める中小零細企業におけるテレワーク導入率は低く、導入のための実践的な研修機会確保や、きめ細やかなサポート体制の構築が求められる。

また、オンラインを活用した企業説明会など、新型コロナ感染リスクに対応した安全な就職活動支援により求職者や企業がリソースをかけずにマッチングできる仕組みについて更なる取組が必要である。

4 IoTなど先進技術を活用した地域課題解決型プロジェクトの円滑な推進について

本県をフィールドとして産学官連携によるIoT技術を活用した、防災減災モデルの実証が行われており、実証実験から実装、他地域への横展開を図る段階となっているが、電気通信事業法や電波法により無線通信技術LPWA (Low Power Wide Area) の利活用において、広域展開への制約を懸念する声がでている。

具体的には、LPWAを複数の自治体を含む広域的に活用する場合には、電気通信事業法に基づき、「届出」よりもハードルが高い「登録」が必要になることや、LPWAに関する特定小電力無線局の技術基準についても、電波法に基づき出力の範囲が制限されており、より広域な範囲において実施する場合、相当数の基地局が必要になるなど、事業化に支障が生じるといった意見がでている。

地域が有する課題解決に向けた先行的な取組の他地域、全国への波及を図るためにには、こうした現場の声を聞き取り、支障解消に向けて関係機関との情報共有や国への政策提言を行う必要がある。

5 学校施設の有効活用について

学校等の有する余裕施設（「アイドルインフラ」）の有効活用について

現在、県が推進している「リタイアインフラの利活用」に加え、学校等の余裕施設（「アイドルインフラ」）の利活用について検討を行う必要がある。

少子化の影響から、幼稚園や小学校などの学校施設についても余裕空間が生じており、施設の有効利用の観点から、地域住民の地域コミュニティ活動や、企業によるワーケーションやテレワーク等の「ワークプレイス」として開放するなど、地域活性化の視点から検討を行う必要がある。

6 若者の社会参画について

若者の社会参画の更なる推進に向けた県主催会議等への若者登用の枠組み構築

大学生や高校生などの審議会等への登用は言われて久しいが、十分な結果を得られていない。しかし、2022年の成人年齢引き下げを見据え、積極的に自らの考えを発言し、政策形成に参画出来るような人材の確保・育成に向けた取組が重要である。若者の社会参画の推進にあたっては、県主催会議への若者参加の枠組み構築など、大学や教育機関等と連携しながら具体的に取り組む必要がある。

7 その他

県においては、今回の提言の方向性について、適切なフォローアップを行い、本規制改革会議に適宜、進捗状況を報告するとともに、なお一層、「県民目線・現場主義」での規制改革の検討を進める必要がある。

令和 2 年 12 月 23 日

徳島県規制改革会議 座長 床 桜 英二